

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を令和7年3月11日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗及び所在地を記載した意見書を、令和7年3月11日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和7年3月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）西松屋隼人駅前店
隼人都市計画事業隼人駅東地区土地地区画整理事業地内4街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社西松屋チェーン
兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社西松屋チェーン
兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年11月6日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,155平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 33台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南西側 5.41立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2か所 建物敷地北西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
令和7年3月5日